

<犯罪や事故などの被害でお困りの方へ>

ひとりで悩まないで…
まずはお電話ください



京都市犯罪被害者総合相談窓口 **秘密厳守**



公益社団法人

京都犯罪被害者支援センター

相談電話

075-451-7830

よいひと なやみゼロ

月～金 13～18時 (祝日・8/12～8/16・12/28～1/4を除く)

全国共通ナビダイヤル (通話料がかかります) **秘密厳守**



0570-783-554

なやみはここよ

毎日 7時30分～22時 (12/29～1/3を除く)

全国の被害者支援センター相談窓口と連携して支援を行います。被害者支援センターの開設時間内は、お住まいのエリアの被害者支援センターにつながります。

もし身近な人が
犯罪被害にあったら。



～ 犯罪被害者を温かく支える地域社会をつくるために ～

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
分庁舎地下1階
Tel.075-222-3193 Fax.075-213-5539



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ネコつとちゃん」

令和3年12月 京都市印刷物 第034642号

 **京都市**
CITY OF KYOTO

「犯罪被害にあうということ」

私には関係ない…。テレビの向こう側で起こっていること…。
そんなことはありません。
もしあなたの家族・友達が被害にあったら…。
もし事件や事故があった場所にいわせたら…。
いつどこであなたが犯罪や事故の被害者となるか分かりません。

犯罪被害者とは、被害を受けた本人だけでなく、家族・友達などの周囲の人も同じように傷つき、犯罪被害者となり得るのです。

また、理不尽な犯罪による直接的な被害だけでなく、平穏な日常生活が一変し、受け入れがたい痛みや苦しみを抱え続けることとなります。

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

周りの人の言動による傷つき

- 周囲の人から興味本位な質問
- 相談機関・団体等の窓口などでの二次的被害
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道

生活上の問題

- 住居の問題（転居しなければならない）
- 収入の途絶（家族の死亡・ケガなど）
- 当面の支出（医療費・裁判費用など）
- 捜査、裁判などに伴う様々な負担
- 家庭内のいざかい（家族の支えあいの崩壊）

※二次的被害

犯罪による直接の被害に加えて、犯罪被害後に、捜査・裁判・相談等の負担や周囲の不用意な言動等を受けることにより、被害者がさらに傷つき、苦しむこと。

これらの問題を一人ですべて解決することはできません。

一緒に歩こう。

京都市では、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害者支援に取り組んでいます。



支援に当たっては、京都市、市民、事業者、民間支援団体が役割を果たすとともに積極的に連携し、社会全体で支えていくことが重要です。

ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し、それぞれの立場で相互に連携協力し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しましょう。

再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、被害直後から中長期にわたって、寄り添って支えていきます。

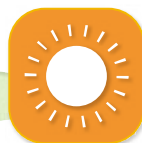
～犯罪被害者支援施策の紹介～



心のケア

犯罪などにより受けた精神的被害から、できるだけ早く回復していただけるよう、必要なケアや支援を行っています。

加療を必要とする犯罪被害者等が精神医療を受診した際の医療費の一部を助成しています。



日常生活の支援

犯罪により当座の生活資金に困窮する被害者等に、申請に基づき速やかに生活資金の給付を行っています。(金額:30万円)

また、犯罪被害を原因として日常生活(家事・介護・保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護ヘルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成しています。



相談、情報提供

相談や情報提供を行い、必要な支援につながるワンストップ窓口として、「市犯罪被害者総合相談窓口」を設置しています。

総合相談窓口は、京都府内で唯一の府公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」である(公社)京都犯罪被害者支援センターに委託して運営しています。



住居の提供等

犯罪などにより、これまでの住居に住めなくなった方には、一時的な住居などを提供します。

犯罪直後に入居できる緊急的な一時避難場所の提供、市営住宅の優先入居、民間住宅の情報提供などを関係機関等と連携して行っています。

※緊急的な一時避難施設(民間シェルター)の提供団体に対して、入居にあたり必要となる支援活動に要する経費の一部を補助する制度を設けています。



観光旅行者等への支援

市内で犯罪被害にあった観光旅行者や滞在者の方に対して、民間支援団体と連携し、相談や通訳派遣などのサポートを行っています。

犯罪被害者を理解し、温かく支える地域社会をつくるために ～まず被害者の声に耳を傾けてください～

犯罪被害者が置かれている状況や支援に関することについて、市民や事業者の皆様が理解を深めていただくために、犯罪被害者のご遺族の方のご協力も得ながら、次のような啓発や教育活動などを行っています。



・犯罪被害者支援京都フォーラム・

(公社) 京都犯罪被害者支援センターとの共同により、犯罪被害者支援の状況を多くの市民の皆様にご覧いただくために、毎年開催しています。

・いのちを考える教室・

学校、家庭、地域が連携した教育活動を行っており、犯罪被害者遺族の方の講演等による「いのちを考える教室」を学校において展開しています。

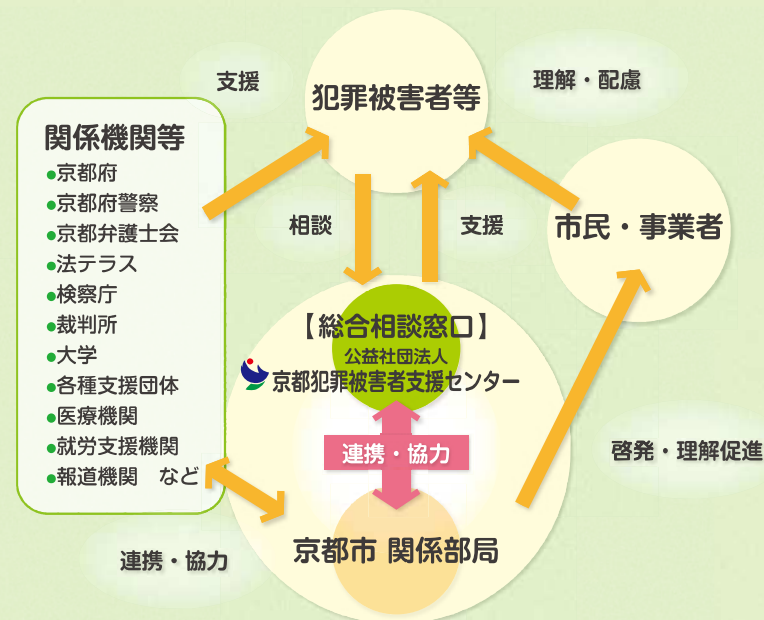
・いのちを紡ぐ週間(5月21日～27日)・

期間中やその前後に、パネル展示、施策の紹介などの広報啓発を行っています。
※本市独自に、憲法月間である5月のうち、5月21日～27日までを「いのちを紡ぐ週間」として定めています。

・犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)・

期間中やその前後に、パネル展示、施策の紹介などの広報啓発を行っています。
※「犯罪被害者等基本法」の成立日以前の1週間を「犯罪被害者週間」として定めています。

社会全体で犯罪被害者を支えるしくみ



(公社) 京都犯罪被害者支援センターとは

犯罪や事故などの被害にあった方々やご家族、ご遺族に必要な支援を行い、被害にあわれた方々の精神的な苦しみや悩みなどの苦痛を和らげ、その回復の手助けを行うことを目的とした公益社団法人です。

■このような支援をしています■

犯罪被害にあわれて苦しんでおられる方、悩んでおられる方のお話をじっくりお聴きし、一緒に考え寄り添います。被害にあった方だけでなく、ご家族や周りの方の相談にも応じます。

- 電話相談 相談無料、秘密厳守
- 面接相談 必要に応じて、専門家による心理相談・法律相談が受けられます
- 直接支援 様々な場所への付添、裁判の傍聴付添・代理傍聴等